

学校法人 聖徳学園
(岐阜聖徳学園大学)

ガバナンス・コード

※日本私立大学協会のガバナンスコードに準拠し作成

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人聖徳学園（以下、「学園」という。）の建学の精神に基づく使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した学園づくりを進めていきます。また、中期計画を策定・公表し、学生を始めさまざまなステークホルダーに対し、学園の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、中期的な価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神と学園の理念

(1) 建学の精神

学校法人聖徳学園の設立趣旨は、仏教精神を基調とした学校教育を行うところにある。本学園は、この仏教精神とりわけ大乘仏教の精神を建学の精神とし、浄土真宗の宗祖親鸞聖人が和国の教主と敬慕された聖徳太子の「以和為貴」の聖句をその象徴として掲げ、「平等」「寛容」「利他」の大乘仏教の精神を体得する人格の形成をめざしている。

(2) 学園の使命

学園の教育理念と目指す人材育成の方向性から、それを的確に判断し、個性ある独自のプログラムを展開して社会に本学園の存在意義を主張し、その人材養成を通じて学生一人ひとりの人生の質を高め、社会に貢献します。

(3) 学園の目標

国際社会で生きる学生の将来を見据え、バランスのとれた知性及び人間性を育み、学生の将来の選択肢を広く持たせる教育を実践します。即ち、建学の精神による宗教的情操教育を基盤として、グローバル人材の育成とキャリア教育を有機的にリンクさせることによって、人間性豊かで社会性と創造性に富み未来社会を切り拓く人材の育成を目指します。

(4) 学園の基本方針

① 人格の形成と教養の習得

学園は、社会を支え発展させる原動力になっていく必要があることから、未来の社会を創っていく若者をどう育てるか、あるいは社会に出て直面する正解の見えない課題に対して、独自に判断する力を育成し、高い能力と豊かな人格を兼ね備えた人物を輩出します。

②グローバル人材の育成

新しいことに挑戦する気概、豊かな感受性や確かな思考力・行動力を備えた「総合的能力を持った人間」すなわち、本学園独自のグローバルリーダーを育てます。

③キャリア支援による人生設計

学びと職業を直結させる教育や就業体験重視の教育とは異なり、社会性・公共性を内包した自立を求め、将来の自分像を周囲の流れや偶然に身を任せるのではなく、自分の意志でデザインする教育を目指します。

(5) 学園の経営方針

①社会の変化に対応し、総合性を生かした学園資源の選択と集中を行います。

②教学の主体性を尊重し、法人のガバナンスを強化します。

③組織の強化を目指すマネジメントを推進します。

④財源の多元化を推進し、将来に向け安定的な経営基盤を確立します。

⑤金融資産年数の一年分以上の資金を常に確保します。

(6) 将来構想の重点方針

①新たな聖徳ブランドの確立

総合学園としての総合力を生かして、各設置校同士の連携をより強化し、相乗効果を発揮し、学園として一貫した新たな聖徳ブランドを確立します。

②創造的人間（高い理念を持った優れた人格者）の育成

学園は、知力と人間力を鍛える中で、自己の可能性や使命を見だし、自分力を発見してその可能性を開花させていく、能動的で主体的な「生きる力」を有する創造的人間の育成を目指します。

③宗教的情操教育を土台としてグローバル教育・キャリア教育

学園の建学の精神である仏教精神に基づく宗教的情操教育にリンクさせることにより、人間性・知性・国際感覚を備えた創造的人間を育成します。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 大学の人材養成の目的及び教育研究上の目的

①教育学部

教育学部学校教育課程は、建学の精神に則り、教職に対する強い情熱をもち教師力、人間力を備えた義務教育教員の養成を目指す。

②外国語学部

外国語学部外国語学科は、建学の精神に則り、国際的視野に立ち、主体的に考え、表現し、行動する言語コミュニケーション能力を備えた人材を育成することを目指す。

③看護学部

看護学部看護学科は、建学の精神に則り、社会の要請に応じて、心の教育を基盤とした、深い人間理解と高い倫理観を備えた看護専門職として社会に貢献できる人材を養成することを目指す。

④経済情報学部

経済情報学部経済情報学科は、建学の精神に則り、社会で役立つ実践的な経済、経営、情報分野の教育を行い、主体性・企画力・コミュニケーション能力等に富んだ有能な人材の育成を目指す。

⑤短期大学部

短期大学部幼児教育学科は、倫理観に裏打ちされた豊かな教養と幅広い専門的な知識・技術を体系的に修得させることにより、教育・保育機関、家庭、地域社会などにおいて、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障し、健やかな発達を援助し、教育に貢献できる人材を育成することを目指す。

(2) 中期的なビジョン策定と具体的な取り組みについて

- ① 安定した経営を行うために、中期的な見通しを重要視しています。
- ② 強み・弱みを踏まえ、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期ビジョン（中期計画）の検討・策定をします。
- ③ 中期計画の進捗状況、財務状況については、理事会の下に教学経営戦略委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ④ 財政的な裏付けのある中期的なビジョンの実現のために、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ⑤ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑥ 経営陣と教職員がビジョンを共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

(3) 私立大学の社会的責任

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、教職員、保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目標達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識にたち、男女共同社会への対応や障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第 2 章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、中期的に私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人はこのような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

①意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭に置き業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行い、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができようするために必要な教学事項の権限を委ねています。

イ 学長が副学長を置き、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する公務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

エ 委任した教学事項は、教授会での検討をはじめとして、教学の関連会議での審議を通じて、教育・研究の自律性と専門性が担保されています。

⑤実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の免除の規定を整備します。

⑨理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ②理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。
- ④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負っています。
- ⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事が代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ②教職員として理事となる者については、教職員として業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会においてさまざまな視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

外部理事を含む全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負っています。
- ②監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要な会議に出席することができます。
- ③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重要な事実があることを発見した場合は、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できます。
- ⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ①監事の独立性を確保する観点から、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ②監事は2名置くこととします。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期については十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ①監事機能の強化のため、監事監査基準・同規則等を作成します。
- ②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③監事は、監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ①監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について意見を交換し、監事監査の機能の充実に努めます。
- ②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ①予算、事業計画に関する事項
- ②中長期的な計画の策定
- ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ④役員報酬に関する基準の策定
- ⑤寄附行為の変更
- ⑥合併
- ⑦私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合は除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
- ⑧収益を目的とする事業に関する重要な事項
- ⑨その他、学校法人の業務に関する重要な事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ②評議員となる者は、次に掲げる者としてします。
- ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任扱いとしています。

(2) 評議員への情報の提供

- ①学校法人は評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学長選考規程に基づき、「理事長が行う」とあり、教員組織規程においては、「学長は本学の教学に関する事項を統括し、教育職員、事務職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、大学の教学運営については、学長がその権限を委任されています。

その役割を担って、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ①学長は学則第1条に掲げる「本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、建学の精神に則り宗教的情操を基調として、教養を培い、広く知識を授けるとともに、

深く専門の諸学科を教授研究し、それぞれの学部の特色を發揮し、もって現代社会における有為な人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを發揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

- ②学長は、自らが理事会の構成員であることを十分意識して、理事長から委任された権限を行使します。
- ③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ①大学に副学長を置き、教員組織規程においては「副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。
- ②学部長の役割について、教員組織規程においては「当該学部及び短期大学部の教育・研究に関する事項を統括するとともに、学部長及び短期大学部長の主催する会議及び委員会を開催し、各課程及び各学科間の諸問題についての連絡調整にあたる。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については各学部教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会に定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学には、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たしてゆかねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者・同窓生・教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、他の公益的な法人に比して同程度の公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部において、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
 - ①学部ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- ②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。
- ③多様性の受容（ダイバーシティ・インクルージョン）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神（理念）に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進します。

①ボート・ディベロップメント：BD

- ア 常任理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。
- イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会ならびに評議員会に報告します。

②ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。
- イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取り組みを推進します。

③スタッフ・ディベロップメント：SD

- ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取り組みを推進します。
- イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取り組みを推進します。
- ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（P D C Aサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

（2）社会貢献・地域連携

①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

②産官学の組織的連携を強化し「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能します。

③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④大規模災害への対応として日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。

⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令順守に係る取り組み

（1）危機管理のための体制整備

①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

②災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。

ア ハラスメント防止対策

イ 情報セキュリティ対策

ウ その他のリスク防止対策

エ 減災・防災対策

（2）法令遵守のための体制整備

①すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程を遵守するよう組織的に取り組みます。

②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は

教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、運営及び活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開

(1) 法令上の情報公開

公開すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されているが、公開するとした情報については主体的に発信します。

①教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者に関する受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の就学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

②学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

(3) 情報公開の工夫

- ①学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、請求があれば閲覧に供します。
- ②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、

公開します。

- ③公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。